

契 約 の 内 容

契 約 年 月 日	令和7年7月23日
契 約 業 者 名	近和電業株式会社
契 約 業 者 の 住 所	静岡県静岡市葵区春日2-4-22
工 事 の 名 称	令和7年度東京拘置所車庫等棟新営（電気設備）工事
工 事 場 所	東京都葛飾区小菅1-35-1
工 事 種 別	電灯設備一式、動力設備一式、発電設備一式、通信設備一式、昇降機設備一式
工 事 概 要	予定価格積算内訳書工事概要のとおり
工事期間（自）～（至）	令和7年7月24日 ～ 令和8年3月31日
契 約 金 額	¥148,500,000

予 定 価 格 調 書

金 1 4 8 , 8 3 0 , 0 0 0 円

（うち消費税相当額 13,530,000 円）

（入札書比較参考額 135,300,000 円）

ただし、令和7年度東京拘置所車庫等棟新営（電気設備）工事

令和7年7月15日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房施設課長 細 川 隆 夫



予 定 価 格 積 算 内 訳 書

工事名 令和 7 年度東京拘置所車庫等棟新営（電気設備）工事

工事概要

1 工事場所 東京都葛飾区小菅1-35-1

2 建物概要

名 称	構造・階数	延べ面積	備考
1 車庫等棟	RC（一部W）—2	1,471.48m ²	新設
2 既存建物			改設
屋外			新設

3 工事範囲

※上記「工事種目」のすべて

電気設備工事(昇降機設備工事除く) 種目別内訳

3

[illegible]

昇降機設備工事 種目別内訳

4

[illegible]

電気設備工事(昇降機設備工事除く) 科目別内訳

9

[illegible]

電気設備工事(昇降機設備工事除く) 科目別内訳

10

[illegible]

11

昇降機設備工事 科目別内訳

12

[illegible]

電気設備工事(昇降機設備工事除く) 中科目別内訳

13

車庫等棟					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
電灯設備	電灯幹線	1	式	452,600	
電灯設備	電灯分岐	1	式	17,390,050	
電灯設備	コンセント分岐	1	式	2,237,670	
計				20,080,320	
動力設備	動力幹線	1	式	458,180	
動力設備	動力分岐	1	式	8,228,520	
計				8,686,700	
電気自動車用充電設備		1	式	267,400	
計				267,400	
発電設備	自家発電(原動機)	1	式	10,271,310	
発電設備	太陽光発電	1	式	34,850	
計				10,306,160	
構内情報通信網設備		1	式	55,500	
計				55,500	
構内交換設備		1	式	1,269,980	

電気設備工事(昇降機設備工事除く) 中科目別内訳

14

車庫等棟					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
計				1,269,980	
拡声設備		1	式	952,490	
計				952,490	
誘導支援設備	インターホン	1	式	115,080	
誘導支援設備	トイレ等呼出	1	式	135,610	
計				250,690	
テレビ共同受信設備		1	式	812,670	
計				812,670	
火災報知設備	自動火災報知	1	式	1,915,090	
計				1,915,090	

17

[illegible]

18

[illegible]

随意契約を行う理由

工事名 令和7年度東京拘置所車庫等棟新営（電気設備）工事

1 経緯

標記工事については、令和6年4月3日付けで受注者と東京拘置所車庫等棟新営（電気設備）工事に係る契約を締結していたが、令和7年5月26日付けで受注者と契約解除になったため、急遽標記工事を発注することとなり、同月30日付けで一般競争入札の入札公告を行ったところ、入札参加者2者のうち、1者は競争参加資格の要件を満たさなかったことにより不合格となり、1者は同年6月24日に入札辞退の申し出があったことから入札不調となった。

2 随意契約を行う理由

東京拘置所車庫等棟新営工事のうち、既に契約締結の上、工事に着工している建築工事及び機械設備工事については、標記工事の施工が停止しているため、限定的な施工を余儀なくされているところ、全体工事の工程上、同年7月28日までに標記工事を契約し早急に着工しなければ、全体工事の工期末（令和8年3月31日）までに工事を完成することが不可能になる。

よって、標記工事を同年7月28日までに契約し早急に着工するには、入札手続（再度公告）を行ういとまがないことから、会計法第29条の3第5項及び予決令第99条の2の規定に基づく随意契約（不調随契）を行うこととした。

3 随意契約の相手方の選定

直近4年（令和3～7年度）において、当課が発注した広域関東圏（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、静岡県）における電気設備工事の入札参加者34者（ランクA及びB）及び東京都が発注した電気設備工事の入札参加者21者（ランクA及びB）の計55者を随意契約の相手方として選定することとした（注）。

なお、標記工事の入札公告期間中に、入札参加しない旨の意思表示をした者は、随意契約の相手方として選定していない。

（注）

- 1 直近4年における当課が発注した対象工事は以下のとおり。
 - ・ 令和7年度東京拘置所車庫等棟新営（電気設備）工事
 - ・ 神奈川少年更生支援センター（仮称）新営（電気設備）第1期工事
 - ・ 川越少年刑務所炊場棟新営（電気設備）工事

- ・東京拘置所車庫等棟新営（電気設備）工事
- ・令和6年度静岡刑務所職員宿舎改修（電気設備）工事
- ・令和5年度千葉刑務所職員宿舎（2）新営（電気設備）工事
- ・横浜刑務所職員宿舎（3）等新営（電気設備）工事
- ・沼津法務総合庁舎新営（電気設備）工事
- ・川越少年刑務所職員宿舎（1）等新営（電気設備）工事
- ・静岡刑務所改修（電気設備）第2期（その2）工事
- ・千葉刑務所職員宿舎（1）新営（機械設備）工事
- ・令和3年度府中刑務所職員宿舎（1）等新営（機械設備）工事

2 東京都が発注した電気設備工事の入札参加者は、東京都の入札情報サービスから抽出した (<https://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp/SrvPublish>)

（抽出条件）

- ・令和6年11月から令和7年4月までに開札があった電気設備工事
- ・予定価格1億円以上
- ・法務省競争参加資格者（A及びB）

（参考条文）

○ 会計法（昭和22年法律第35号）

第29条の3第5項 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第1項及び第3項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

○ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）

第99条の2 契約担当官等は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。